

## 裁 決

審査請求人 [REDACTED]  
処 分 庁 [REDACTED]

[REDACTED] (以下「処分庁」という。)が審査請求人 (以下「請求人」という。)に対して行い、平成25年4月25日に保護開始決定通知書 (同月19日付け [REDACTED]) で通知した保護決定のうち、同年5月以降の保護決定 (以下「本件処分」という。)に対し、請求人が同年6月18日付けで提起した審査請求 (以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件処分を取り消す。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨及び理由

- 1 本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づき行った本件処分の取消しを求めるものである。
- 2 本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりであり、請求人は、これらの点から、本件処分の違法又は不当を主張しているものと解される。
  - (1) 処分庁は、学生支援機構からの奨学金制度を活用し大学へ就学している [REDACTED] (以下「本件請求外 [REDACTED]」という。)については世帯分離とし、生活保護の対象外とする取扱いは適法かつ適切な処分としながら、請求人の [REDACTED] (以下「本件請求外 [REDACTED]」という。)から支払われている毎月5万円の養育費 (以下「本件養育費」という。)については全額を請求人の収入として認定すべきとする。しかし、養育費は、離婚後の子どものための生活費用である。これは、現在家庭裁判所で養育費及び婚姻費用を決める際に使用されている「簡易迅速な養育費の算定を目指して」 (判例タイムズNo. 1111) においても、婚姻費用が子どもと監護している親の生活費を含めて計算されるのに対し、養育費は子どものみの費用として必ず同一世帯の婚姻費用から監護する親の分が減額されて算定されていることから明らかである。
  - (2) 監護している親と子どもが同一世帯で生活しており、子ども分に対し

ても生活扶助費が支払われている場合には、子どものための養育費を収入認定されるのは当然のことであるが、世帯が分離され、本件請求外には生活扶助費が支払われず、本件養育費が子どもの費用以外に使われない場合に、本件養育費を収入認定するのは不当である。処分庁は、一方で本件請求外の分の生活扶助費を支払わないための理由として世帯分離をしているからとしながら、他方で本件請求外に入った本件養育費を請求人の収入と認定をするために請求人と本件請求外の生計が同一であると矛盾したことを主張している。

(3) 本件請求外は、本件請求外の生活のために本件養育費が使われないなら、本件養育費を支払うつもりはないと主張しており、本件請求外は現在、本件養育費、奨学金及びアルバイトで生計を立てている。確かに請求人と本件請求外は、請求外が所有している同じ建物に無償で居住させてもらっているが、生計は全く別である。本件請求外は食費代と光熱費代として請求人に対し、月額2万円を支払っているが、これは生計を一にしていなかったためである。それ以外の費用はすべて請求人と本件請求外は別に支払っており、本件養育費はすべて本件請求外が使っている。

(4) 処分庁は、居住を一にしている以上、家賃、光熱費等の居宅生活を営む上で生じる各種生活費を別個に費消しているとは認定しないと主張しているが、認定権限を乱用した行為である。それでは下宿人なども大家と同一世帯であると認定しなければならない。又、処分庁は、未成年者である本件請求外と請求人の生計が別とは社会通念上考えにくいとの理由を挙げているが、歳のである本件請求外が請求人と生計を別にすることは社会通念上十分考えられることであり、0歳から19歳までを含む未成年者という範疇で子どもをひとくくりにして自己の主張を通そうとする姿勢が明確である。さらに処分庁は、請求人と本件請求外を世帯分離していることは生活保護制度上の取扱いであり、生活実態として請求人と本件請求外の生計は同一であるとの自己矛盾した見解を露呈した。要するに、世帯分離を利用して本件請求外の生活扶助費を支払わないようにしておきながら、本件請求外の本件養育費については、請求人と生計を同一と認定し、請求人の生活扶助費までも減額しようとしたのである。

(5) 以上の理由により、請求人の生活扶助費から本件養育費分を減額した本件処分は、極めて不当なものである。

(6) 処分庁は、本件養育費の収入認定について、厚生労働省社会・援護局保護課に照会し、「原則、全額収入認定すべきである。ただし、養育費の

使途が全額就学に充てられている実証を得られた場合については、実施機関の判断で収入認定しないものとして取扱いをしても差し支えない。」との回答を得ているとする。本件請求外■は、平成25年4月から大学に通学しているが、入学に当たり、平成24年12月までに入学金及び学費を2分割又は一括で納付しなければならず、本件請求外■が、本件請求外■からの借入れによりその支払いをせざるを得なかった。しかし、借入れに当たっては、平成25年4月からその返済と本件養育費の支払いを相殺することになっている。本件請求外■は、社会福祉協議会からの学費借入れで今後の生活を維持していこうとしているが、現時点で社会福祉協議会からの学費借入れが決定していないため、相殺が猶予されている。したがって、本件養育費は全額学費支払いに充てられていると同視できる。よって、処分庁が本件養育費分を全額請求人の生活扶助費から減額することは、妥当でない。

## 第2 認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 請求人は、平成25年4月8日、処分庁に対し、法に基づく保護を申請したこと。なお、請求人は、同月に大学に入学した本件請求外■(■生)と同居していたこと。
- (2) 請求人が平成25年4月12日に処分庁に提出した「養育料等の状況申告書」には、平成14年10月に離婚した本件請求外■から受領している本件養育費の内容として、「平成14年10月から平成26年5月まで1カ月5万円宛払う。これを毎月末日までに払う」と記されていたこと。また、請求人は、平成25年4月15日の訪問調査において、処分庁職員に対し、本件請求外■から毎月20日頃に手渡しで本件養育費を受け取っている旨申述したこと。
- (3) 処分庁は、請求人と本件請求外■とを世帯分離した上、平成25年4月8日から請求人に対する法に基づく保護を開始することを決定するとともに、請求人に係る同年5月以降の扶助費を、最低生活費75,960円と収入53,691円(本件養育費1か月分及び■年金月額3,691円)の差額である22,269円と決定して、本件処分を行ったこと。
- (4) 平成25年5月分の本件養育費は、同月20日に本件請求外■名義の銀行口座(以下「本件請求外■口座」という。)に振り込まれたこと。なお、本件請求外■口座には、同月16日に、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金103,461円が振り込まれたこと。
- (5) 請求人は、平成25年6月6日付けで、処分庁に対し、本件養育費に

係る申立書（以下「本件申立書」という。）を提出したこと。なお、本件申立書には、本件養育費は本件請求外■が生活費（昼食代、交際費、クラブ活動の会費、文具の購入、定期券代、服飾費、国民健康保険料等）で使っており、本件請求外■口座の通帳は本件請求外■が管理している旨記載されていたこと。

（6）請求人は、平成25年6月18日付けで本件審査請求を提起したこと。

## 2 判断

### （1）法の仕組みについて

#### ア 保護費認定の仕組み

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、厚生労働大臣の定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）に基づいて、被保護者の最低限度の生活における需要（以下「最低生活費」という。）を認定し、その者の金銭又は物品で満たすことのできない最低生活費の不足分を補う程度において保護を行うことになる（法第8条第1項）。

具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第10において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入認定した収入（収入充当額）との対比によって決定することとされている。

#### イ 世帯単位の原則及び世帯分離について

法第10条本文は、世帯（主に生計の同一性に着目して、社会生活上現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められる一つの単位を指す。以下同じ。）単位の原則をとっており、世帯員のうちに保護の要件を欠く者がある場合（例えば、稼働能力のある者が働いていない場合など）には、その世帯の構成員すべてに対して保護を適用しないのが原則とされる。

もっとも、世帯単位の原則を貫くとあまりに酷な事態が生じたり、生活保護の目的の一つである自立助長に相反する場合も考えられることから、同条ただし書は、世帯単位の原則により難いときは、例外的に個人を単位として定めることができるとしている。すなわち、実際は同一世帯を形成していても、一定の場合には、同条ただし書の規定により、世帯員を2分し、その一方のみに保護の要件充足を求め、保護の対象とする措置（世帯分離）が許されており、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚

生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第1の5の定めなどがこれに当たる。

ウ 大学就学者に係る世帯分離について

局長通知第1の5(1)は、保護開始時において、現に大学で就学している者が、その課程を修了するまでの間であって、その就学が特に世帯の自立助長に効果的であると認められる場合は、世帯分離して差し支えない旨定めている。大学就学者は、稼働能力があるとみなされるのが通常であり、大学就学者がある世帯の場合、世帯単位の原則を貫くと、稼働能力の活用が十分でなく保護の要件を欠くとして、その世帯の構成員すべてに対して保護が適用されないことになりかねないが、それでは、経済的に余裕のない家庭に生まれた子どもの大学就学の道を閉ざすことにつながりかねないし、就学が被保護世帯の自立助長に資する場合もあることから、一定の場合に大学就学者を世帯分離して、残余の世帯員につき保護の要件充足を求め、保護の対象とする措置(大学就学を容認する措置)をとって差し支えないとしているのである(平成22年10月1日秋田地裁判決参照)。

(2) 本件処分について

前記認定事実(2)のとおり、請求人は、本件処分前の平成25年4月15日に、処分庁職員に対して、本件請求外[ ]から毎月20日頃に手渡しで本件養育費を受け取っていると申述していたものである。

よって、本件処分時においては、本件養育費を請求人の収入として認定したことは適法かつ妥当であったといえる。

しかしながら、前記認定事実(5)のとおり、同年5月分の本件養育費は、結果的に、同月20日に本件請求外[ ]口座に振り込まれており、前記認定事実(6)の本件申立書の内容にも鑑みれば、同年6月以降分の本件養育費も、本件請求外[ ]口座に振り込まれるものと推認される。

そして、前記認定事実(6)のとおり、本件申立書によれば、本件請求外[ ]口座の通帳は本件請求外[ ]が管理しているとされ、本件請求外[ ]の年齢(本件処分時満[ ]歳[ ]カ月)や、前記認定事実(4)のとおり、本件請求外[ ]口座に奨学金が振り込まれていることなどにも鑑みると、本件請求外[ ]口座は、口座名義人である本件請求外[ ]自身が管理しているものと推認されるところ、本件請求外[ ]が未成年であることのみによっては、上記推認を覆すには足りないというべきである。

そうすると、本件請求外[ ]口座に振り込まれる本件養育費は、請求人と世帯分離された本件請求外[ ]の収入として認定されるべきものといわざるを得ない。

この点、前記審査請求の理由（３）で請求人が主張するとおり、仮に請求人が本件請求外から食事代等として月額２万円を受領している事実が認められれば、かかる受領金こそ請求人の収入として認定されるべきところ、いずれにせよ、本件請求外口座に振り込まれた本件養育費を請求人の収入として認定した本件処分は、結果的に違法であり、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第３項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成２６年 ３月１８日

千葉県知事 鈴木 栄 治

